

6月の休日当番医

診療時間は原則午前9時～午後6時 歯科医院は午前9時～正午
 ※急な変更が発生する場合があります。必ず連絡の上、受診してください

| 日 | 医療機関 | 産婦人科 | 歯科 |
|--------|-------------------------|--------------------------|-----------------------------------|
| 1日(日) | やまうち内科 2丁目・☎②45792 | あいおいクリニック 芦田町・☎②48811 | 藤岡総合病院 中栗須・☎②3311 |
| 8日(日) | 鬼石病院 鬼石・☎②3121 | 小山医院 中・☎②01200 | 森 歯科診療所 森・☎②2828 |
| 15日(日) | くすの木病院 旭町・☎②3111 | 斎藤医院 緑町・☎②0765 | 石川歯科医院 本郷・☎②41100 |
| 22日(日) | 原内科クリニック 下戸塚・☎④02255 | 秋山医院 小林・☎②8315 | 里村歯科クリニック 高崎市吉井町・☎027・387・8114 |
| 29日(日) | 篠塚病院 篠塚・☎②9261 | 山崎外科医院 芦田町・☎②1331 | 魚津歯科医院 上大塚・☎②0676 |
| | | | 中島歯科医院 6丁目・☎②1135 |

◎救急テレホンサービス (☎③6699) 緊急に対応できる医療機関を24時間案内します

市民献血



輸血に使用する血液は、人工的に作ることや、長期保存ができないため、毎日新しい血液を確保する必要があります。愛の献血にご協力をお願いします。

日時 5月26日(月)▽午前9時30分～11時30分▽午後0時45分～3時30分

会場 保健センター
内容 200ml献血・400ml献血

対象 献血に協力できる人

※年齢・体重・貧血の有無などの基準があり当日医師が判断します(400ml献血の主な基準は下表のとおり)

その他 200ml献血は、必要数が確保され次第受け付けを終了します

問い合わせ 健康づくり課(☎②808)

| | 年齢 | 体重 | 年間献血回数 |
|----|---------|--------|--------|
| 男性 | 17～69歳* | 50kg以上 | 3回以内 |
| 女性 | 18～69歳* | | 2回以内 |

*献血する人の健康を考慮し、65歳以上の人の場合、60～64歳の間に献血経験がある人に限ります

① その他

5月は自動車税の納期です



自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在で、運輸支局に登録されている自動車の所有者に課税されます。

納期限 6月2日(月)

納税場所 ▽県内の金融機関
 ▽「地方税統一QRコード」対応の全国の金融機関▽郵便局▽県自動車税事務所▽行政県税事務所▽コンビニエンスストア▽「地方税お支払サイト」を利用したクレジットカードやインターネットバンキング▽スマートフォンアプリやPay-easy(ペイジー)対応のインターネットバンキング・ATM

その他 ▽口座振替納税を利用する場合は、6月2日(月)が引き落とし日です。前営業日までに預金残高を必ず確認してください▽これから申し込む場合は、令和8年度の納税からの利用になります▽軽自動車・バイクには軽自動車税(種別割)がかかります▽詳細は、県ホームページ(下記2次元コードを読み取り)で確認してください

問い合わせ 藤岡行政県税事務所(☎②1442)・自動車税事務所(☎027・263・4343)・税務課(☎②803)

常時介護証明書(該当者のみ)▽構造とナンバーが確認できる写真・仕様書など(該当者のみ)
その他 ▽障がいの区分や等級・軽自動車の区分によって減免にならない場合があります▽普通自動車の減免を受けている人は対象外です▽減免は納税義務者1人につき1台までです



所得課税証明書などの発行予定日

令和7年度所得課税証明書など(令和6年中所得)の発行予定日は次のとおりです。
発行予定日 ▽特別徴収者(市県民税を給与からの天引きのみで納める人) 5月13日(火)から▽普通徴収者(市県民税

障がいのある人のための軽自動車税(種別割)減免制度

対象車両 ▽身体などに障がいのある人またはその人と生計を一にする人が所有する軽自動車などで①身体などに障がいのある人が運転する物②主にその身体などに障がいのある人の通学・通院・通所などのために生計を一にする人が運転する物▽身体などに障がいのある人を常時介護する人が運転する物▽軽自動車などの構造が、主に身体に障がいのある人が利用するための物

申請に必要な物 ▽身体障害者(戦傷病者)手帳・精神障害者保健福祉手帳および自立支援医療受給者証(精神通院医療に限る)・療育手帳など▽運転免許証▽自動車検査証▽納税義務者のマイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード▽納税通知書▽福祉課で発行する生計同一証明書(障がいのある人と世帯が別の場合)▽福祉課で発行する

を納付書・口座振替で納める人)および年金からの天引きにより納める人 6月9日(月)から

手数料 1通当たり300円
 ※個人・年度ごとに1通

申請に必要な物 ▽本人・証明される人の住民票上で同一世帯の親族・納税管理人(証明書が必要)などが申請する場合 申請者の身分証明書(マイナンバーカード・運転免許証など)▽それ以外の人が申請する場合 申請者の身分証明書と委任状(押印は不要)

※申請時に他市町村で同一世帯の親族である場合は、本市で同一世帯であるかどうかの確認ができないため、委任状が必要です

その他 マイナンバーカードを利用して、各種コンビニエンスストアで所得課税証明書などが発行できます。ぜひ活用してください。詳細は、コンビニ交付ホームページ(下記2次元コードを読み取り)で確認してください

問い合わせ 税務課(☎④2231)

※広告の内容に関する一切の責任は広告主に帰属します

※広告の内容に関する一切の責任は広告主に帰属します

イベント

図書館情報

講座・教室

募集

スポーツ

健康福祉

その他